

防府食肉センター利用組合運営費補助金交付要綱

平成10年1月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府食肉センター利用組合について、その経費の一部を補助することにより、食肉衛生管理の安全性を確保し、市民に対して安全かつ安定的に食肉を供給することに係る補助金について必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 市長は、防府食肉センター利用組合が行う事業の活動経費について補助するものとする。

2 前項の規定による防府食肉センター利用組合が行う事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県、国等の主催すると畜場法に基づく講習会・研修会
- (2) 県、国等の主催する食肉衛生管理等に係る講習会・研修会
- (3) 食肉事業関係団体の行う食肉衛生管理等に係る講習会・研修会
- (4) 県内で開催される食品モニター研修会
- (5) その他、県または防府食肉センター利用組合が行う食肉衛生管理等に関する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長の定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の規定により防府食肉センター利用組合が補助金を受けようとするときは、毎年度4月末までに補助金交付申請書(第1号様式)に事業運営計画書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書及び事業運営計画書の提出があったときは、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認められるときは、当該補助金の交付を決定し申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び事業実績報告)

第6条 防府食肉センター利用組合は補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、直ちに請求書及び事業実績報告書(第3号様式)を市長に提出し

なければならない。

附 則

この要綱は、平成10年1月22日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(第1号様式)

年度防府食肉センター利用組合運営費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

(団体及び代表者)

年度防府食肉センター利用組合運営費補助金について、交付されるよう別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

記

金 _____ 円

(第2号様式)

事業運営計画書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

(団体及び代表者)

防府食肉センター利用組合運営費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり提出します。

記

収入費目	収 入 金	予 算 額	備 考	
市補助金				
組合会費				
実施予定事業名	事業実施予	事業実施予定月	予 算 額	参加人数

(単位 ; 円)

組合として取り組む予定の事業の名称、実施年月日、支出金額、参加人数等について記入

(第3号様式)

事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

(団体及び代表者)

防府食肉センター利用組合運営費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

収入費目	収 入 金	決 算 額	備 考	
市補助金				
組合会費				
実施事業名	事業実施場所	事業実施月日	支出金額	参加人数

(単位 ; 円)

組合として取り組んだ事業の名称、実施年月日、支出金額、参加人数等について記入